

（施行期日）
第一条

この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日（その日において国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合にあっては、その日後初めて召集される国会の召集の日から起算して十日を経過した日）から施行する。

附 則（平成二六年六月二七日法律第八六号）抄

（施行期日）
1 この法律は、特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）の施行の日から施行する。